

予防保全計画について

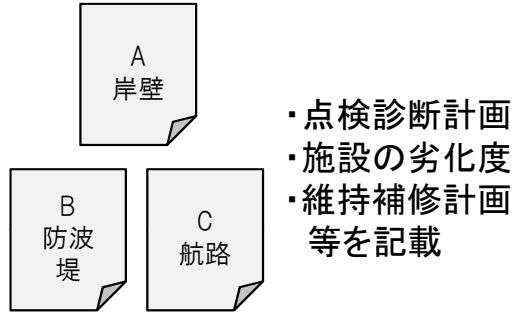
国土交通省 港湾局

平成25年11月6日

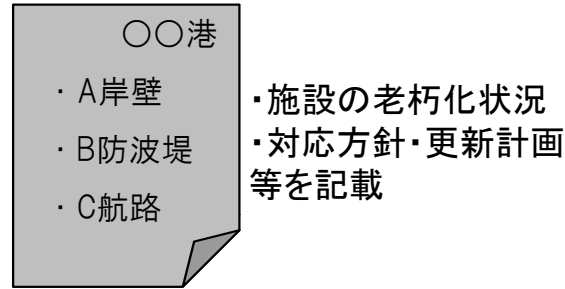
○港湾施設単位で策定する「維持管理計画」の策定を引き続き推進。
 ○港湾施設単位の維持管理計画の内容を踏まえ、港湾単位で「予防保全計画」を策定し、港湾施設の計画的な更新の実施および更新費用等の縮減・平準化等を図る。（平成25年度より実施）

【維持管理計画および予防保全計画の策定】

維持管理計画の策定（施設単位）

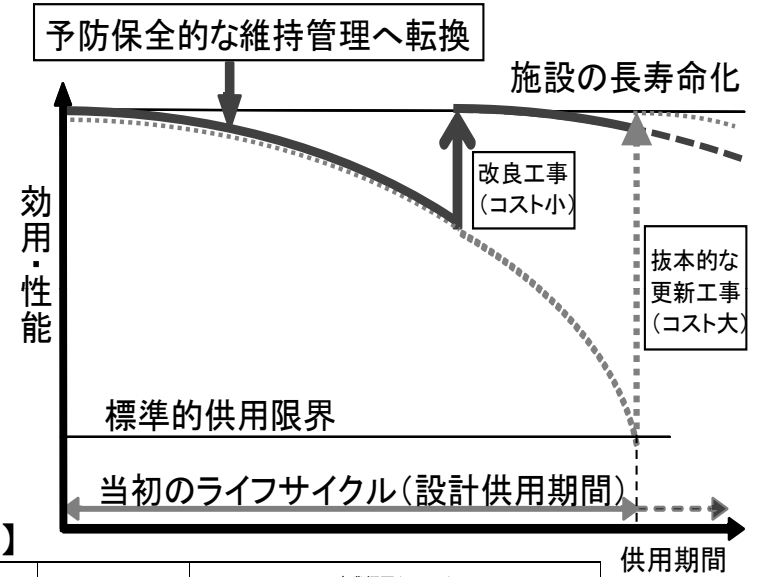


予防保全計画の策定（港湾単位）



※今後、港湾管理者への支援を実施

【予防保全的な維持管理、更新等の概念図】



【港湾施設の老朽化対策例】



【予防保全計画の例】

港湾名	地区名	施設名	完成年次	主な利用状況	港湾計画との関連		老朽化状況	対応方針(案)	事業概要(百万円)					
					現港湾計画における見直しの方向性(利用転換等が既に位置づけられていないか)	見直しは予定されていない			概算総事業費(百万円)	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d
〇〇港	〇〇地区	A岸壁	1959	砂利・砂の移入	利用転換が既に位置づけられている	鋼管に穴が空くなど、老朽化が著しい	岸壁としての利用を廃止し、護岸へ用途変更							
〇〇港	〇〇地区	B岸壁	1969	コンテナ定期航路の利用	見直しは予定されていない	上部工にひび割れが発生するなど老朽化が著しい	利用制限をかけているため予防保全事業を優先的に実施	1,000	←	→				
〇〇港	〇〇地区	C岸壁(耐震)	2001	コンテナ定期航路の利用	見直しは予定されていない	健全	継続的に点検・調査を実施							
〇〇港	〇〇地区	D防波堤	1965	〇〇地区の港内静穏度確保	見直しは予定されていない	天端が1m程度沈下しており、老朽化が顕著	港内静穏度に影響を与えない限り継続的に点検・調査を実施							
〇〇港	〇〇地区	E航路・泊地	2002	〇〇地区を利用する船舶のための航路・泊地	見直しは予定されていない	健全	継続的に点検・調査を実施							
〇〇港	〇〇地区	F道路	1965	〇〇地区等を利用する港湾車両のアクセス道	見直しは予定されていない	橋脚に錆汁箇所があり、老朽化の進行が顕著	予防保全事業を実施予定	300						←

予防保全計画の策定にあたっての考え方 (マニュアル)構成

○予防保全計画作成の考え方

- (1) 予防保全計画導入の趣旨
- (2) 予防保全計画の概要
- (3) 対応方針の考え方

○予防保全事業の考え方

- (1) 予防保全事業の定義
- (2) 標準的な予防保全事業(事例)

予防保全計画導入の趣旨

港湾施設は点検により老朽化状況等を把握したうえで、施設毎に適切な維持管理のために必要な維持管理計画を作成している。

一方で港全体での事業費縮減や各年度の事業費平準化が求められており、港単位等の俯瞰的な視点に立った検討が必要。また、より厳格なストック管理が求められることから、真に必要な港湾施設の選択と集中を図りつつ、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を実現するため、予防保全計画の導入が必要不可欠。

予防保全計画の概要

作成主体	国及び港湾管理者が共同で作成
計画期間	5か年
対象港湾	重要港湾以上（地方港湾も可）
対象施設	国有港湾施設（港湾管理者所有施設も可）

対応方針の考え方

- ・ 施設の社会的状況（利用状況、代替性の有無、緊急時利用想定の有無等）
当該港湾においてその施設がどれだけ必要性や重要性の高い施設であるかを判断するための指標。
- ・ 施設の物理的状態（老朽化状況、構造特性）
各港において当該施設への何らかの対策がどれだけの緊急性を有しているのかを判断するための指標
- ・ 施設の利用転換等
将来的に廃止する施設、既存の施設として重要な役割を果たせないと考えられる施設等は用途変更し予防保全事業は実施しないなど、コスト縮減やストック管理等を意識した計画的かつ合理的な計画となるよう配慮。